



広報

FUJISATO

# ふじさと

2024

6

No.670

6月25日発行

## 主な内容

2～4面……後期高齢者医療制度

5面……物価高騰生活支援給付金

6～7面……福祉医療（マル福）

8面……交通指導員募集ほか

9面……森林環境譲与税を活用した藤里町の取組について

10面……マイナンバーカード



## 元気いっぱい！

## 129の笑顔の花でうめつくせ

6月2日に開催された藤里学園運動会の綱引き競技の1枚。みんなで力を合わせて綱を引く姿に、たくさんの声援が送られました。

# 後期高齢者医療に関するお知らせ

## 後期高齢者医療の保険料決定通知が届きます

7月上旬に令和6年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。

### 【保険料のお支払い方法】

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）※特別徴収とならない方のみ

※納付書が同封されている方は、納め忘れがなく、納付の手間のない、便利で安心な口座振替がおすすめです。口座振替ご希望の方は、以下のものをご用意の上、町民課⑤窓口へお越しください。

※口座振替の手続きに必要なもの・・・届いた納付書一式、通帳、通帳印

## 令和6年度から後期高齢者医療の保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和6年度から保険料率に変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

### ● 保険料の構成

年間保険料額 （限度額80万円） ※100円未満切捨て	＝	均等割額 被保険者一人当たり 45,260円	＋	所得割額 （総所得金額等 － 43万円） × 9.02%
-----------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------------

### ● 保険料率の改定

令和5年度まで		令和6年度から	
均等割額	44,310円	均等割額	45,260円
所得割率	8.27%	所得割率	9.02%

※令和6年度の所得割率及び賦課限度額について、対象となる被保険者に対し激変緩和措置が講じられます。

## 令和6年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、市内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、次ページのとおり軽減されます。

### (3) 2024.6 ほしご ふじごと

#### (1) 均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
43万円＋（給与・年金所得者等※の数－1）×10万円	7割	13,578円
43万円＋（給与・年金所得者等※の数－1）×10万円＋29万5千円×世帯の被保険者数	5割	22,630円
43万円＋（給与・年金所得者等※の数－1）×10万円＋54万5千円×世帯の被保険者数	2割	36,208円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

- ▶ 一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- ▶ 公的年金等に係る所得を有する方

（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

#### (2) 会社の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。（所得が少ない方については、7割軽減となります。）

<注意> ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

※令和6年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

---

## 後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります（8月1日～）

---

8月1日から「うす赤色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口に提示してください。今お持ちの被保険者証（緑色）は8月1日以降、ご自分で破棄くださるか、町民課⑤窓口へご返却ください。破棄の際は、お間違えないようご注意ください。

#### ○「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和6年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。

※非課税世帯から課税世帯に変わった方については同封されませんのでご注意ください。

#### ○「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和6年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、8月1日からの「限度額適用認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。

## 入院したときの食事代について

入院したときは下記の所得区分（適用区分）に応じた食事代を自己負担します。減額認定証をお持ちの方は医療機関に提示してください。また、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間で入院日数が90日を超えた方は申請をすることによって食事代が減額されます。

やむを得ず減額が適用されなかった場合でも、申請によって差額の支給を受けることができますので、詳しくは町民課⑤窓口にご連絡ください。

（令和6年6月1日から【 】内の金額に変更）

所得区分（適用区分）		1食あたりの食事代 （自己負担額）
現役並み所得者・一般		460円【490円】
低所得Ⅱ	90日までの入院	210円【230円】
	過去1年間（低所得Ⅱの減額認定を受けている期間に限る）で90日を超える入院で申請した方	160円【180円】
低所得Ⅰ		100円【110円】

## ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

## 交通事故などにあつたとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので町民課⑤窓口にご相談ください。

### 後期高齢者医療に関するお問い合わせ先

藤里町町民課 健康推進係 後期高齢者医療担当 （☎79-2113）

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 （☎018-853-7155）

## 令和6年度 物価高騰生活支援給付金（新たに住民税非課税の世帯・新たに住民税均等割のみ課税世帯）について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、令和6年度において、新たに住民税非課税世帯・新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付します。また、それらの対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯に対して、子ども一人当たり5万円を追加給付します。

### 対象世帯や給付方法

	【1】新たに住民税非課税世帯	【2】新たに住民税均等割のみ課税世帯
基準日	令和6年6月3日時点で藤里町に住民登録がある世帯	
対象者	世帯全員が ・令和6年度住民税非課税の世帯	世帯全員が ・令和6年度住民税均等割のみ課税の世帯 ・令和6年度住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方の世帯
支給額	1世帯当たり10万円	
申請方法	給付対象世帯へ藤里町から確認書を送付します。 ※令和6年7月上旬予定	
申請期間	令和6年7月上旬から8月中旬を予定	

### 子ども加算額について（上記対象者で18歳以下の子どもを扶養している世帯）

対象世帯	【1】【2】の給付金を受給した世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）
支給額	子ども一人当たり5万円
申請方法	上記同様に給付対象世帯へ藤里町から確認書を送付します。

注：下記給付金を受給した世帯は対象外です。

【電力・ガス食料品等価格高騰生活支援給付金】（住民税非課税世帯の7万円）

【物価高騰生活支援給付金】（住民税均等割のみ課税世帯の10万円）

※上記給付金未申請・受給辞退された世帯も含まれます。

※世帯全員が令和6年度の住民税均等割が課税されている方の扶養親族になっている場合。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課町民福祉係 ☎ 79-2113（担当：石岡）

# 福祉医療（マル福）に関するお知らせ

## 8月1日から福祉医療費受給者証が新しくなります

7月中旬に福祉医療費受給者証（以下、受給者証）の更新の通知を郵送します。現在お持ちの受給者証の有効期限が令和6年7月31日までとなっている方は、更新手続きの対象となります。有効期限のない受給者証、または令和7年7月31日となっている受給者証をお持ちの方の手続きは必要ありません。

今お持ちの受給者証は、8月1日以降にご自分で破棄するか、町民課⑤窓口へご返却ください。

### 【更新の手続きは町民課⑤窓口へ】

※必要なもの・・・通知に同封された申請書（必要事項をご記入ください）

受給者の健康保険被保険者証（受給者がお子様の場合はお子様のもの）

身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は手帳も確認します。

※こんなときは、届出が必要です※

1. 住所・氏名等が変更になった場合（受給者証の内容を更新します）
2. 保険証が変更になった場合（お子様の分の届出もお忘れなく）

## ～マル福の使用方法

秋田県内の医療機関で、受給者証を保険証と同時に窓口で提示すると、医療費を負担することなく診察や薬の処方等を受けることができます。

ただし、次のような場合は医療費を支払わなくてはなりません。

### 1. 保険証を忘れたときや保険証の切替えで手元に保険証がないとき

※一度、費用の全額を自己負担し、後日ご加入の健康保険（国保・社保・後期等）へ支払った医療費の給付を申請することになります。その後、健康保険からの支給決定通知と領収書を添えて町に申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

### 2. 秋田県外の病院にかかるとき

※町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

### 3. 補装具（治療用装具）を購入するとき

※一度、費用の全額を自己負担することになります。後日、領収書と診断書を添えて加入している健康保険（国保・社保・後期等）と町に申請することで購入費用が支給されます。

### 4. 学校管理下（保育園・幼稚園・義務教育学校・小学校・中学校・高校等）でケガ・病気をしたとき

※学校管理下でのケガ、病気は日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、受給者証は使えません。そのため、窓口では医療費（2割または3割）を支払うこととなります。後日、学校等を通して災害共済給付の申請をすることで、医療費の4割分が支給されます。ただし、藤里保育園・藤里幼稚園・藤里学園在籍の児童生徒については、災害共済給付を申請する際にマル福分の給付を町に返還する同意書を提出していただくことで、受給者証をご使用いただけます。町外の学校に通う児童生徒については、上記のとおり、窓口で医療費を負担した後、学校等へ災害共済給付の申請をしてください。

(7) 2024.6 <sup>改正</sup>ふじさと

このたび秋田県で福祉医療制度の見直しが行われ、令和6年8月1日より、下記のように変更がありますのでご確認ください。

①訪問看護療養費の現物給付化

【改正の趣旨】訪問看護療養費について、一時的な費用負担による利用を妨げないよう、「償還払い」から「現物給付」に支給方法を変更する。

※訪問看護を利用する方は、受給者証を提示することで、医療費の負担をせずに療養を受けることができます。

②乳幼児・小中学生区分の対象拡大

【改正の趣旨】子育て支援の充実を図るため、乳幼児・小中学生区分の対象を高校生まで拡大するとともに、所得制限を撤廃する。

【現行の助成内容】

対象範囲：中学校修了の年度末まで  
所得制限：あり  
自己負担：あり（1レセプト千円上限）  
※0歳及び市町村民税所得割非課税世帯は無償



【令和6年8月以降の助成内容】

対象範囲：高校修了の年度末まで  
所得制限：なし  
自己負担：あり（1レセプト千円上限）  
※0歳及び市町村民税所得割非課税世帯は無償

※ただし、藤里町においては、すでに対象範囲が高校修了年度末までとなっており、所得制限及び自己負担もありません。令和6年8月以降も町の制度に変更はありません。

③重度心身障害者区分の対象拡大

【改正の趣旨】精神障害者が経済的な理由で早期の治療を妨げないよう、重度心身障害者区分の対象に精神障害者を加える。

【現行の助成対象】

- ・身体障害者手帳1～3級所持者
- ・療育手帳A所持者



【令和6年8月以降に対象となる方】

精神障害者手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）支給認定者  
※精神病床への入院費用は助成対象外

追加対象者と見込まれる方には7月上旬に通知します。町民課⑤窓口でお手続きください。

必要なもの・・・通知に同封された申請書（必要事項をご記入ください）

健康保険被保険者証、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

## 交通指導員としてご活躍いただける方を募集します!!

町の道路交通の安全のため、交通指導車に乗っての巡回広報活動や、派遣依頼があった際にはイベント等での交通整理なども行う交通指導員の一員として、一緒に活動していただける方を大募集します!!

活動内容などは下記のとおりですので、ご興味のある方はお気軽に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 【主な活動内容は…】

- 交通指導車に乗り、交通安全のための巡回広報を行います
- 横断歩道で街頭指導を行い、子どもたちを見守ります
- 各種イベントで交通整理等を行い、参加者の安全を守ります



### 【報酬などは…】

毎月7,000円+活動日数に応じて、1日あたり1,600円の報酬をお支払いします。(※一部無報酬の活動も有り)

◎町民の方々の安全を守るため、ご協力をお願いします!!

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 健康推進係 ☎0185-79-2113

## スマートフォン操作体験会の開催について

スマートフォンを使ってみたい、スマートフォンをもっと活用したいと考えている方向けに操作体験会を開催します。

体験用のスマートフォンの御用意もありますので、御希望の方はお申し出ください。

※体験用のスマートフォンには数に限りがあります。

1日2回開催を予定しており、1回目はスマートフォンを初めて触るような初心者の方向けの内容(カメラの使い方等)、2回目は少しレベルアップした内容(インターネット閲覧等)を予定しています。

### 【開催日程・場所(1日2回開催)】

7月19日(金) 総合開発センター 11:00~12:30  
13:30~15:00

【対象】 秋田県内にお住まいの方

【定員】 10人

【参加費】 無料

【主催】 秋田県

【共催】 藤里町



参加を希望される方は、事前に申込みをお願いします。

申し込み方法等については、特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター(北部市民活動サポートセンター)に電話でお問い合わせください。

電話番号: 0186-49-8553

受付時間: 9時~17時

休館日: 毎週木曜

※本事業に関するお問い合わせ先  
藤里町総務課企画財政係  
☎0185-79-2111

## ～森林環境譲与税を活用した藤里町の取組について～

### 【森林環境譲与税とは？】

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、用途等を公表しなければならないとされています。

藤里町では、森林環境譲与税を以下の事業に使用しています。

### 【人材育成（体制の確保）】

#### ◆地域林政アドバイザーを配置

森林経営管理制度等の円滑な実施のため、藤里町農林課林業振興係内に地域林政アドバイザーを配置しています。

### 【森林整備（計画策定・森林情報整備等）】

#### ◆森林情報データ整備事業

森林経営管理法に基づく森林整備事業や森林境界明確化事業への活用を目的に、町内の民有林について、航空レーザ測量による地形データの収集や解析を行い、森林境界推定図の基礎資料を作成することとしています。

#### ◆森林状況調査及び森林境界明確化事業

町内の民有林における私有林のうち、国土調査未実施山林について、森林所有者の立会いによる境界確認を実施し、測量及び図面等の作成を行っています。

#### ◆森林経営管理意向調査事業

森林境界明確化事業の終了した地区において、経営管理権集積計画を定めることを目的に、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施しています。

### 令和5年度 森林環境譲与税の主な活用実績【森林環境譲与税：19,268千円】

#### ◇森林情報データ整備事業（17,702千円）

航空レーザ測量成果から森林資源の解析を実施。

#### ◇森林状況調査及び森林境界明確化事業（3,862千円）

大沢字院内沢地区の一部において境界確認を実施、測量及び図面等を作成。

#### ◇森林経営管理意向調査事業（298千円）

粕毛字上野及び薄井沢地区の一部森林所有者に対し、意向調査を実施。

※森林環境譲与税の用途等の公表は、藤里町ホームページで行っています。

## マイナンバーカードについてのお知らせ



R6.5.31時点 町カード交付率  
89.2% (県内1位)

マイナンバーカードを作りたい、どうすればよいかわからない方は、ぜひご連絡ください。

- ・本人確認書類  
(運転免許証1点 または保険証とマル福、年金手帳、介護保険証、年金証書等の2点)
- ・通知カード(お持ちの方のみ)があれば役場窓口での申請OK!

### 【顔認証マイナンバーカードについてご案内】

お手持ちのカードを機器または目視による顔認証で暗証番号を必要としない顔認証マイナンバーカードへ変更できます。暗証番号の設定や管理に不安がある方はご検討ください。まだお持ちでない方もご希望であれば申請時にお申し出ください。

#### ○顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・マイナンバーカードを利用した転入出
- ・本人確認書類としての利用

#### ×顔認証マイナンバーカードで利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続き

### 【健康保険証との一体化について】

2024年12月2日で健康保険証が廃止され、マイナンバーカードへ一体化される予定です。廃止後1年間は併用期間として現在の健康保険証も利用可能かつ、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を発行します。その他詳細が分かり次第、広報・ホームページにてお知らせします。

### 【電子証明書の更新について】

電子証明書更新の案内(水色の封筒)が届いた方は、窓口で手続きが必要です。

持ち物…マイナンバーカード、届いた封筒(なくてもOK)

※暗証番号の入力が必要ですので、必ず確認してから来庁してください。

※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状をご記入の上、白い封筒に入れて封をしてお持ちください。

※同じ時期にカードを作っても誕生日によって届く時期が一人ひとり異なりますので、カードに記載の有効期限をお確かめください。

### ★7月の休日マイナンバーカード手続き窓口

7月7日(日) 9時~12時まで ※予約不要

※当日は庁舎前でイベントが開催されるため、車で来られる方は開発センター前等に駐車していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎0185-79-2113

# まちのできごと

## ふるさと納税感謝状贈呈式

藤里町役場応接室において、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式が行われました。令和5年度に寄附をいただいた4社の企業様のうち、5月17日にハワード株式会社様へ副町長より感謝状が贈呈されました。



ハワード株式会社様

## 元気いっぱい!

### 藤里学園 運動会

6月2日、藤里学園グラウンドにおいて、運動会が開催されました。

この日は心配された雨も降らず、晴天に恵まれた中で開催することができ、短距離走や応援合戦、綱引きなど生徒たちの一生懸命な姿が見られました。最終競技の色別対抗リレーでは、白熱した展開に、会場が大いに盛り上がりました。



白熱した色別対抗リレー



いくつ入ったかな?

## 大きくなっぺね

### 幼稚園児によるアユ放流

6月7日、藤琴川と粕毛川の合流地点において、藤里幼稚園のうめ組さんによるアユの放流が行われました。

## 自衛官募集相談員委嘱状を交付

5月31日、藤里町自衛官募集相談員委嘱状交付式が藤里町役場応接室で行われ、新川泰道さん(荒町・7期目)に委嘱状が交付されました。

新川さんは、相談員として自衛隊への入隊希望者の紹介や対象者情報の提供、入隊予定者に対する激励、問題解決の援助などを行います。



立派に大きくなってね!

粕毛漁協組合の方からそれぞれのバケツに稚アユを入れてもらい、「大きくなってね」と声をかけながら、みんなで川面に放しました。

# みんなのわだい

# Information 広場

「秋田地方法務局能代支局  
相続セミナー」の開催について

【日時】

令和6年7月11日（木）  
13時30分～17時

【会場】

能代市文化会館 中ホール  
（能代市追分町4番26号）

【内容】

(1) 相続登記の申請義務化について  
(2) 遺言書保管制度について  
(3) 遺言書保管に関する相談会

※相続セミナー当日は、司法書士主催の「無料個別相談会」が同時開催されます。

【募集人数】

相続セミナー 50名

（事前予約制・参加費無料）

無料個別相談会 10名

（事前予約制）

※事前予約制ですが、空きがあれば当日受付も可能です。

【お問い合わせ先】

秋田地方法務局能代支局  
☎0185(54)4111

## アリナスだよ

●水泳ウォンポイントレッスン

【期間】

8月6日～27日（8月13日除く毎週  
火曜日 全3回）

13時30分～14時30分まで

【対象】

クローラー基礎を練習したい方

【定員】

12名（成人）

（申し込み多数の場合は抽選）

【費用】

1,000円

【申込】

7月1日（月）～20日（土）まで  
フロントへ直接申込

●8月のバランスボールエクササイズ

☆木曜コース

【期間】

8月8日～29日  
（8月15日を除く毎週木曜日全3回）  
13時30分～14時30分まで

【定員】

20名（成人）

（申し込み多数の場合は抽選）

【費用】

1,000円

【申込】

7月1日（月）～20日（土）まで  
フロントへ直接申込

☆金曜コース

【期間】

8月16日～30日  
（毎週金曜日 全3回）  
10時30分～11時30分まで

【定員】

20名（成人）

（申し込み多数の場合は抽選）

【費用】

1,000円

【申込】

7月1日（月）～20日（土）まで  
フロントへ直接申込

【お問い合わせ先】

能代山本スポーツリゾートセンター  
「アリナス」  
☎0185(54)9200

## 小学生夏休み企画 裁判所見学会

裁判所では、小学校5、6年生とその保護者の方を対象に、裁判所見学会を開催します（要予約）。詳しくは裁判所ウェブサイト（「裁判所・秋田」で検索！）をご覧ください。

【日時】

8月1日（木）  
午前の部 10時～12時  
午後の部 13時30分～15時30分

【場所】

秋田地方・家庭裁判所  
（秋田市山王七丁目1-1）

【対象】

小学校5、6年生（保護者同伴）

【定員】

各回とも9組18名  
（予約制・先着順）

【申込期間】

7月12日（金）～19日（金）  
（土曜、日曜、祝日を除く）

【受付時間】

8時30分～17時

【お問い合わせ先】

秋田地方・家庭裁判所総務課庶務係  
☎018(803)0181

## 秋田働き方改革推進支援センター無料相談

労務管理等お悩みのことはありませんか。当センターでは、社会保険労務士が無料で電話・メールでの相談、個別訪問支援等ニーズに合わせた支援を実施しており、人事、労務、助成金等について、お悩み解決のお手伝いをいたします。

【相談受付時間】 平日 9:00～17:00

【相談窓口・お問い合わせ先】 秋田働き方改革推進支援センター

☎0120(695)783 又は 018(865)5335

### 中学生・高校生夏休み企画 裁判所見学会

裁判所では、中学生及び高校生とその保護者の方を対象に、裁判所見学会を開催します（要予約）。詳しくは裁判所ウェブサイト（「裁判所・秋田」で検索！）をご覧ください。

【日時】

8月2日（金） 10時～12時

【場所】

秋田地方・家庭裁判所

（秋田市山王七丁目1-1）

【対象】

中学生及び高校生（保護者同伴可）

【定員】

20組40名（予約制・先着順）

【申込期間】

7月12日（金）～19日（金）

（土曜、日曜、祝日を除く）

【受付時間】

8時30分～17時

【お問い合わせ先】

秋田地方・家庭裁判所総務課庶務係

☎018（803）0181

### 庁舎新営工事竣工記念 裁判所見学会

裁判所では、庁舎新営工事の竣工を記念して、裁判所見学会を開催します（要予約）。詳しくは裁判所ウェブサイト（「裁判所・秋田」で検索！）をご覧ください。

【日時】

7月31日（水）

午前の部 10時～  
午後の部 13時30分～

【場所】

秋田地方・家庭裁判所

（秋田市山王七丁目1-1）

【定員】

各回40名（予約制・先着順）

【申込期間】

7月10日（水）～17日（水）

（土曜、日曜、祝日を除く）

【受付時間】

8時30分～17時

【お問い合わせ先】

秋田地方・家庭裁判所総務課庶務係

☎018（803）0181

### 公共職業訓練受講生募集

【訓練科・定員】

①CAD・NC技術科（15名）

②住宅リフォームデザイン科（15名）

③電気設備エンジニア科（企業実習付）（13名）

【訓練期間】

①②③令和6年9月3日（火）～令和7年2月28日（金）（6カ月）

【訓練時間】

9時30分～15時40分

【会場】

ポリテクセンター秋田（潟上市）

【募集期間】

令和6年6月25日（火）～令和6年7月26日（金）

【受講料】

無料（テキスト代等は自己負担）

【応募資格】

ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方

【お問い合わせ先】

秋田職業能力開発促進センター

（ポリテクセンター秋田）

訓練課 受講生支援室

☎018（873）3178

### 秋田海上保安部からのお知らせ

まもなく海水浴シーズン到来ですが、毎年海難事故が多発する時期でもあります。

海水浴を楽しむために、次の9つの約束を守ってください。

・風の強い日や波の高い日は海に行かない！

・開設された海水浴場で泳ぐ！

・泳ぐ前には準備運動をする！

・みんなと一緒に行動しよう！

・離岸流の怖さを知ろう！

・子どもから目を離さないで！

・無理せずこまめに休憩する！

・飲酒したら泳がない！

・大きな揺れを感じたら迷わず逃げる！



マリンスポーツ安全情報  
「ウォーターセーフティガイド」

## 運転免許証の自主返納に関するお知らせ

運転免許証を自主返納する方は、運転免許証を能代警察署に持参してください（二ツ井交番でも手続きができます）。手数料は掛かりません。

ただし、運転経歴証明書書の交付を希望する場合は、運転免許証のほか顔写真と手数料（1,100円）が必要です。顔写真は警察署でも撮影できます（300円）。

【受付時間】 土日・祝日及び年末年始の休日を除く毎日（午前9時から午後4時まで）

【お問い合わせ先】 能代警察署 ☎0185-52-4311

## みんなの掲示板

作品を紹介し  
てほしい

発表会をするの  
で来てほしい

ボランティア  
の参加を呼び  
掛けたい



- 次回広報：7月25日発行号
- 原稿締切日：7月12日（金）午後5時まで

## 掲載記事を募集します！

広報ふじさとでは、広報手段を持っていない団体やサークル、町民のみなさんが行う文化・学習・スポーツ・まちづくりなどの様々な催しや活動を紹介します。

ぜひ、ご利用くださるようお知らせします。

### 【申込み・お問い合わせ先】

藤里町総務課 総務係（広報担当）

☎79-2111 FAX79-2293

## 令和6年度 排水設備工事責任技術者資格認定試験の実施

令和6年度排水設備工事責任技術者資格認定試験を次のとおり実施いたします。

【受験申込期間】 令和6年7月8日（月）から7月22日（月）まで

【受験者講習会】 令和6年9月25日（水）9時30分から15時30分  
藤里町三代交流館2階 交流研修室

【資格認定試験】 令和6年11月1日（金）10時00分から12時00分  
秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10-16）

【受験申込方法】 申込書へ必要事項を記入の上、「振込金受領書」の写しを申込書の裏面に添付し、申込期間内に藤里町生活環境課（☎79-2115）へ提出してください。  
試験の詳細や申込書のダウンロードはこちらから  
<http://www.gs-akita.com>

【受験手数料】 6,000円（テキスト代別）  
※テキストは、受験者が準備くださいますようお願いいたします。  
日本下水道協会発刊「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」（定価2,500円）

【お問い合わせ先】 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8  
秋田県下水道協会 事務局（秋田市上下水道局3F）  
☎018-860-1427 FAX018-862-7702 Mail: gs-akita@eagle.ocn.ne.jp

## 自衛官等採用制度説明会を開催します

令和6年度の各採用コースの募集要項のほか、自衛官等の仕事（陸上、海上、航空自衛隊の違い、職種・各学校の概要）内容、処遇及び福利厚生についての説明会を行います。どなたでも参加出来ます。入退室についても自由ですので、お気軽にお越し下さい。

□日時 令和6年7月15日（月・祝） 午前10時～午後3時

□会場 能代市中央公民館 2F視聴覚室（能代市追分町4-26）☎54-8141

※詳しい内容については、こちらへご連絡ください。

自衛隊秋田地方協力本部 能代地域事務所（能代合同庁舎1階 ☎0185-52-0768）

## 8020（ハチマルニイマル）いい歯の表彰募集

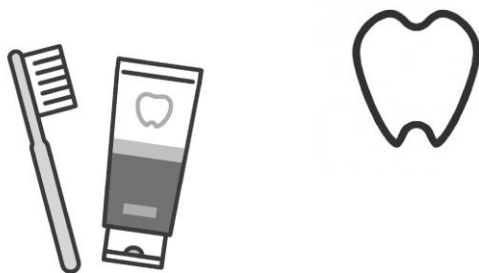
歯を保ち健康に食べることの重要性について認識を深めてもらうため、8020運動達成者を募集し、表彰を行っております。※8020運動「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。

### ◎対象の方

- (1) 秋田県内に住所がある方
- (2) 20本以上自分の歯（入れ歯やインプラントを除く）がある方
- (3) 令和6年4月1日時点で、満80歳以上（昭和19年4月1日生の方まで）でこれまでに表彰（認定）を受けていない方
- (4) 協力歯科医療機関から推薦された方  
（過去に協力歯科医療機関から推薦された方（表彰（認定）を受けている方）は除く）

### ◎お申込みの流れ

協力歯科医療機関で認定審査を受けていただきます。  
締め切りは10月10日（木）  
対象者には年度内に認定証を交付します。



### ◎お申込み方法

下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】秋田県歯科医師会 ☎018-865-8020  
秋田県庁健康づくり推進課 ☎018-860-1426

## 藤里昔ばなし会（夏）「藤里の怪談」開催のお知らせ

藤里町に伝わる、ちょっと怖い昔ばなしを紹介するイベントを開催します。

藤里町に伝わる昔ばなし・伝説の世界に触れてみませんか？

来場者には冷たいアイスクリームの提供（無料）もあります。

事前申込不要・参加無料です。どなたでもお気軽にご来場ください。



【名称】藤里昔ばなし会（夏） 「藤里の怪談」

【日程】令和6年7月27日（土）

【会場】白神ぶなっこ教室（旧・坊中小学校）

【主催】藤里町郷土史愛好会

【その他】参加無料・事前申込不要

【お問い合わせ先】藤里町郷土史愛好会事務局  
☎080-1847-6974

### 【タイムスケジュール】

16:30～ 開場・購買コーナー  
（手作りアクセサリー・木工品等）開始  
施設見学もOK

17:30～17:50 昔ばなし会（第一部）

18:00～18:30 昔ばなし会（第二部）

19:30 イベント終了

※本事業は「藤里町みんなでまちづくり事業補助金」を活用しています。

# いーぶるだより

藤里町三世交流館 図書室  
でんわ 79-1327 (内線342)

Webでの本さがしは  
こちらから！



★利用できる時間は

平日 …午前10時～午後6時

土・日・祝祭日

…午前9時15分～午後6時

※土・日・祝祭日は、正午から  
午後1時のあいだは、一時休みます。

★図書はひとり7冊、20日間  
までかりることができます。



## 今月の新着図書

- 聖書の解剖図鑑  
神さまと私たちの物語  
山野/貴彦//文
- 軽量登山入門  
栗山/祐哉//著
- おいしい道の駅ドライブ 2024東北  
昭文社
- せかたび台北2024 JTBパブリッシング
- 身近な人が亡くなったときの  
手続きすべて 改訂版 自由国民社
- 皮膚ガスのはなし  
体臭は心と体のメッセージ  
関根/嘉香//著
- 学童弁当 月～金の5日間×6週間、  
30日分のマラソンレシピ  
野上/優佳子//著
- 御庭番耳目抄 まいまいつぶる  
村木/嵐//著
- クスノキの女神  
東野/圭吾//著
- こまどりたちが歌うなら  
寺地/はるな//著
- なんどでも生まれる  
綾瀬/まる//著

## ティーンズ・子どもの本

- いいわけはつづくよ、どこまでも  
岡田/淳//作
- ライオンのごと  
あべ/弘士//絵
- ぶっちゃけ、誰が国を動かしているか  
教えてください  
西田/亮介//著
- おこづかいの賢い使い方  
クオン/ジェウオン//作

## 「魔女の宅急便」クッキーをつくろう！

### 6/16 図書室イベント「おはなしクッキング」より

4年ぶりの開催「おはなしクッキング」、クッキーづくりの講師に  
齋藤尚子さんをお迎えして、おいしく楽しいひとときを過ごしました。



イベントの様子は「藤里町三世交流館図書室」Facebookをご覧ください。



## ほんだな

### ●コミック秋田

秋田出身の漫画家、または秋田  
を題材にした漫画を集めた、秋田  
県立図書館セット資料を借り受け  
し、展示、貸出しております。  
どうぞご利用ください。

### ●哲学の森へ…

アリストテレス、老子、荘子、  
カント、ニーチェ、宮本武蔵：名  
だたる思想家の「哲学」に親しめ  
る内容の図書セットを、秋田県立  
図書館から借り受けて展示・貸出  
しております。

### ●暮らしのちびり再発見

日本人ならではの日常のちよっ  
とした気遣いや作法、今よりちよっ  
と楽しくなる暮らしのちよっかたや、暮らしの  
豆知識についての図書を集め  
ました。どうぞご利用ください！

## 延長開館日をご利用ください！

延長開館日は  
図書の貸出期間にあわせて、  
約20日ごとの  
平日に実施しています。

7月の延長開館日は  
9日(火)と31日(水)です。この日は  
よる7:00まで、図書室を利用できます。



## お知らせ

学校の夏季休業期間 (7/23~8/25)  
図書室は休館日はありません。(無  
休です) ご利用お待ちしております！



おめでた  
おくやみ

5月届出分



さめいぶくを  
お祈りします

《休日の死亡届について》

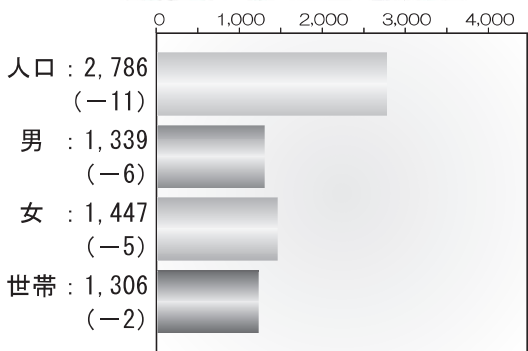
【受付時間】午前8時30分～午後3時

※来庁前に役場（日直）に電話連絡してくだ  
さい。

☎79-2111（休日の連絡先）



藤里町ミニ統計



☆ 5月31日現在・( )内は前月比  
出生:0人・死亡:9人・転入:2人・転出:4人

交通死亡事故ゼロ

1,801日

無火災

413日

(令和6年6月19日現在)

町発注事業

入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇5月分◇

○町道矢坂・薄井沢線擁壁補修測量設計業務委託

【請負者】有限会社 ダイワ技術

【請負額】1,298,000円

【期間】令和6年8月16日

○令和6年度森林状況調査及び森林境界明確化業務委託

【請負者】白神森林組合

【請負額】5,610,000円

【期間】令和7年1月31日

○藤里町斎場「風華苑」屋上止水防水工事

【請負者】株式会社 c's

【請負額】6,600,000円

【工期】令和6年8月31日

○雪寒建設機械購入(除雪ドーザ11t級)

【請負者】幸和機械 株式会社

【請負額】23,364,000円

【納期】令和7年3月21日

○藤里町総合福祉センター空調機器改修工事

【請負者】ホシザキ東北 株式会社 能代営業所

【請負額】4,950,000円

【工期】令和6年9月30日

○令和6年度 植林予定地測量及び製図作成業務

【請負者】白神森林組合

【請負額】1,294,700円

【期間】令和6年8月30日

○令和6年度 地籍測量業務委託(地籍調査事業)

【請負者】株式会社 青秋

【請負額】5,610,000円

【期間】令和7年2月28日

○農地農業用施設災害復旧事業 17-101

真土地区(土木工事)

【請負者】有限会社 細田土木

【請負額】38,610,000円

【工期】令和7年3月28日

○上若文化財保存庫塗装工事

【請負者】共和塗装

【請負額】940,160円

【工期】令和6年7月31日

JULY

# 7月の行事予定

文 月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせください。

1	月	赤口	社会を明るくする運動 青少年の非行・被害防止全国強調月間 (~31日) 鮎釣り解禁 (粕毛漁協~10/31)	17	水	仏滅	専門相談所 (10:00~15:00 開発センター)
2	火	先勝	胃がん検診 (5:30 開発センター) 藤里学園 1学期末PTA	18	木	赤口	はっぴいばんぶ~「おでかけばんぶ~」 (10:00)
3	水	友引	胃がん検診 (5:30 開発センター)	19	金	先勝	
4	木	先負	ばんぶ~ひろば (0・1・2歳児 9:00 保育園)	20	土	友引	幼稚園夏まつり
5	金	仏滅	第13回農業委員会総会 (10:00) 幼稚園七夕まつり	21	日	先負	
6	土	先勝	幼稚園個人面談 湯の沢温泉市 (ツーリズム協議会)	22	月	仏滅	幼稚園・藤里学園1学期終業式 少年教室開校式
7	日	大安	マイナンバー休日窓口 (9:00~12:00)	23	火	大安	幼稚園夏季休業 (~8/25) 藤里学園夏季休業 (~8/24) 離乳食教室 (9:30 開発センター)
8	月	先勝		24	水	赤口	
9	火	友引		25	木	先勝	矢坂みどりの会草刈作業 (8:00~17:00 ~30日)
10	水	先負		26	金	友引	第48回藤里町社会福祉大会
11	木	仏滅	行政相談 (10:00~12:00 開発センター) 夏の全国交通安全運動 (~20日)	27	土	先負	
12	金	大安		28	日	仏滅	保育園夏まつり (9:00 開発センター)
13	土	赤口		29	月	大安	
14	日	先勝		30	火	赤口	
15	月	友引	海の日	31	水	先勝	
16	火	先負	藤里学園4・5年生宿泊体験学習 (~17日)	<b>固定資産税 第2期納期限</b> <b>国民健康保険税 第1期納期限</b>			

## 編集後記

6月に入って、町内でも朝野球、バスケ、バレー等のリーグ戦が始まり、スポーツシーズンが到来しました。そして7月26日からはいよいよフランスのパリを中心に夏季オリンピックが開催されます！今大会から「ブレイキン」というダンススポーツが新競技として採用されました。「ブレイキン」は流れる音楽に即興でダンスを披露し、パフォーマンスやアクロバティックなどの創造性を競い合う競技で、若い世代をオリンピックに呼び込むために今大会での実施に繋がったようです。オリンピックでは普段見る機会のないスポーツを観戦することができますが、パリとの時差は約7時間、深夜や早朝に競技が行われるものもありますので寝不足には注意して楽しみたいですね。

○編集発行：藤里町総務課 TEL 0185-79-2111  
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8  
ホームページ <http://www.town.fujisato.akita.jp/>